

平成26年第6回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成26年12月2日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第 8号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 4 承認第 9号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 5 承認第10号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について
- 第 6 議案第34号 平成25年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について
- 第 7 議案第35号 平成25年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について
- 第 8 議案第51号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第45号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第10 議案第46号 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第11 議案第47号 平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第12 議案第48号 平成26年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第13 議案第49号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第14 議案第50号 永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第52号 永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

第16 議案第53号 旧永平寺口駅舎地域交流館条例の制定について

第17 議案第54号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定  
について

第18 議案第55号 指定管理者の指定について

第19 発委第2号 議会事務事業評価意見書の提出について

第20 請願第1号 子どもの医療費助成制度の窓口無料化についての請願

## 2 会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（17名）

1番 上坂久則君

2番 滝波登喜男君

3番 長谷川治人君

4番 朝井征一郎君

5番 酒井要君

6番 江守勲君

8番 上田誠君

9番 金元直栄君

10番 樂間薫君

11番 齋藤則男君

12番 伊藤博夫君

13番 奥野正司君

14番 中村勘太郎君

15番 川治孝行君

16番 長岡千恵子君

17番 多田憲治君

18番 川崎直文君

## 4 欠席議員（1名）

7番 小畑 傅君

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	宮崎義幸君
消防	長	竹内貞美君
代表監査委員		前川次夫君
総務課	長	山下誠君
企画財政課	長	山口真君
会計課	長	清水和子君
税務課	長	帰山英孝君
住民生活課	長	野崎俊也君
福祉保健課	長	森近秀之君
子育て支援課	長	藤永裕弘君
農林課	長	小林良一君
商工観光課	長	川上昇司君
建設課	長	平林竜一君
上下水道課	長	太喜雅美君
永平寺支所	長	山田幸稔君
上志比支所	長	山田孝明君
学校教育課	長	南部顕浩君
生涯学習課	長	長谷川伸君

6 会議のために出席した職員

議会事務局	長	清水満君
書	記	吉川貞夫君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る11月26日、町長より平成26年第6回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましてはご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますことを心より厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれていますこと、まことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は、傍聴心得を熟読されまして、ご協力をお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されており、その写しを皆様のお手元に配付してあります。これをもって報告にかえます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。

これより平成26年第6回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（川崎直文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番、酒井君、6番、江守君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、12月2日から12月17日までの16日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、12月2日から12月17日までの16日間と決定しました。

次に、町長より本定例会に提出されました議案についての提案理由の説明を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 平成26年第6回定例町議会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

ことしも残すところあとわずかとなり、本格的な冬の到来を感じさせる季節となりましたが、議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。第6回定例会のご案内を申し上げましたところ、ご多忙の中ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、まち・ひと・しごと創生法案を含む地方創生関連2法案が11月21日に可決され、国は、50年後に1億人程度の人口維持を目指す長期ビジョンと、人口減少を克服し将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年の計画を示す総合戦略の取りまとめを進めていくとしております。

地方においても、住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある社会を維持していくために、今後、地域の特性を踏まえた地方版の人口ビジョンと総合戦略の策定に取り組むこととなりますが、まちの特性を生かした事業提案ができるように、関係機関と連携を密にして情報収集に努めてまいりたいと思います。

先月21日に衆議院議員が解散され、第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査の投票が14日に町内19の投票所で実施され、午後9時より緑の村ふれあいセンターで開票されることとなっております。町選挙管理委員会を初め、各投票管理者、立会人の皆様におかれましては、投票、開票の管理執行に万全を期していただき、公正かつ適切な選挙の執行をお願いしているところでございます。

それでは、新年度当初予算について基本的な編成方針について申し上げます。

本町においては、合併以降取り組んできた行財政改革により財政健全化が進んでおりますが、財源確保の面では、平成28年度からの普通交付税の合併算定替え措置の段階的削減や町税等の伸び悩みなど、長期的な財政の健全性を確保するには極めて厳しい状況下にあると認識しております。このような財政状況の中であっても町民の安全、安心な生活を確保するため、町政の直面する行政課題や計画事業を着実に実施していかなければならないと考えております。

人口減少や少子・高齢化への対策をしっかりと行い、まちの魅力を高めていく必

要があり、こうしたさまざまな状況変化や財政状況を認識した上で歳入歳出のバランスを図りつつ、継続事業の着実な推進など重点的、効率的な予算配分を行い、今必要な行政サービスの集約化に努め、将来にわたる財政健全性の確保を着実に推進する予算編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、この冬の除雪対策について申し上げます。

最近、異常とも見られる気象による災害が多発しているところですが、気象庁の長期予報では、日本海側の降雪量は平年並みと予想されており、先月25日には町内の委託業者を、26日には町職員を対象とした除雪会議を開催し、除雪体制の万全を期すよう確認を行ったところであり、町管理道路の除雪を行い、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

次に、子どもの育成環境の支援について申し上げます。

11月19日から3日間にわたり、松岡小学校ほか4小学校の5年生を対象にJFAこころのプロジェクト「夢の教室」事業を開催しております。元全日本バレーボール代表の大山加奈さんや元Jリーガーのサッカー選手をお招きして、夢を持つことの大切さ、仲間と協力することの大切さなどを講義や実技を通じて子どもたちに伝えるすばらしい授業を受けることができ、トップアスリートとの直接の触れ合いや授業が、夢を持つこと、その夢を実現する過程で重要であることも子どもたちに伝わったものと思っております。

また、日本サッカー協会と本町で事業実施に係る協定を締結いたしましたので、今後とも、子どもたちの健全な成長のため多彩な活動機会の創出を図り、子どもの育成、学習機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

一般会計補正予算の専決処分2件の承認につきましては、10月から、予防接種法の改正により、水痘予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種が定期予防接種として追加されましたので予防接種委託料の増額や、12月14日に衆議院議員総選の投開票が実施されることから、報酬費やポスター掲示に係る委託料等の選挙費用について補正を行うため、専決処分をお願いするものです。

そのほか、町公用車による物損事故において示談が成立し、損害賠償の額が確定したことにより専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正予算につきましては、一般会計の補正予算において、社会保障・税番号制度導入に伴い自治体間の連携を図るため、国が整備する中間サーバーに係る本町

の負担金や人事院勧告に基づく人件費の補正、道路改良、雪寒道路修繕に係る平成26年度分の県営道路負担金を計上したほか、快適な学習環境を整備するため小中学校に空調を設置することから、受変電設備（キュービクル）の改修工事を含む総額3億630万2,000円を計上しております。これらの歳出の財源となります歳入では、国庫支出金、県支出金、合併特例債、繰越金等により措置をしております。

そのほか、過年度の精算に伴う療養給付金の国庫等への返還金や介護給付金の増額を補正する国民健康保険事業特別会計補正予算、人事院勧告や人事異動に伴う人件費を補正する介護保険特別会計ほか2事業特別会計を上程いたします。

次に、条例の制定等については、平成27年4月からコンビニ交付に切りかえるに当たり、これらの証明書発行に加えて、戸籍の全部事項証明書並びに戸籍の附票の写しを発行いたしますので、関係する条例の一部改正を行うほか、人事院勧告に基づく職員給与、勤勉手当の改定、出産育児一時金の見直しに伴う国民健康保険条例の一部改正、地域住民の交流と情報発信を目的に設置する旧永平寺口駅舎地域交流館の条例制定について上程いたします。

そのほか、永平寺老人センター永寿苑及び町内にありますデイサービスセンター3施設について、来年4月1日以降の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、定例会に提案いたします議案等について、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、適宜なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会の開会に当たり、所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、さらなる町政発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第3 承認第8号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第3、承認第8号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第8号、平成26年度永平

寺町一般会計補正予算の専決処分の主なものについて、提案のご説明を申し上げます。

歳出から申し上げますと、総務費では、地域資源を生かし地域の魅力を高めるため、東古市区まちづくり協議会が行う永平寺口駅周辺施設のLEDイルミネーション装飾、ライトアップ等の事業をわがまち夢プラン支援事業を活用して実施することから、補助するものです。

民生費におきましては、平成26年10月から、予防接種法の改正により水痘予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種が定期予防接種として追加されましたので、予防接種委託料を増額いたしております。

町立図書館敷地内の松の木が松くい虫被害により倒木の危険性がありますので、倒木伐採業務の委託料を計上しております。

以上により、一般会計補正予算の総額は971万9,000円となった次第であります。

これらの歳出の財源となります歳入では、全額繰越金等により措置をしております。

なお、専決日は10月23日とさせていただきました。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。詳細につきましては担当課からご説明させていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 承認第8号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、平成26年10月23日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ971万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億9,129万9,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、5ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。



初めに、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

8ページをお願いします。

款2総務費、目5企画費、わがまち夢プラン育成支援事業補助金20万円につきましては、東古市区まちづくり協議会が実施する永平寺口駅周辺施設のイルミネーション装飾やイベント等を行う永平寺口駅ホワイトイルミネーション事業に対する補助金を予算化するものでございます。

次に、款4衛生費、目2予防費943万9,000円は、平成26年10月より、予防接種法の改正により、定期予防接種として水痘予防接種と高齢者肺炎球菌予防接種が追加されたため、これに伴う委託料等を予算化するものでございます。

次に、款10教育費、目3図書館費、樹木伐採業務委託料8万円は、町立図書館敷地内の松の木が松くい虫被害により倒木の危険性が高まっていることから、地域の安全を確保するために予算化するものでございます。

次に、これらの財源といたしまして、7ページのとおり、款18繰越金、前年度繰越金971万9,000円を予算化するものでございます。

以上、承認第8号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてご説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 専決処分、予防接種のことですが、今回の予防接種は水痘予防接種と高齢者の肺炎球菌予防接種がございまして。肺炎球菌予防接種は、国が5歳ごとにといいますかね、区切りの年に接種を勧めるということで示されたところではありますが、肺炎球菌の予防接種については本町も独自にこれまで支援をしていたと思います。

ところが、今回のことでいいますと、例えば75歳、80歳、85歳、90歳、95歳というように5歳区切りとなっているところから、私は、例えば91歳の人がまだこれまで未接種だった場合、次の機会というのはもう95歳になったときなんですね。そうなってくると、単純に言えば、高齢者の死亡原因の第2位か3位にこの肺炎があると思うんですね。それだからこそ、町も独自の助成をしていたと思うんですが、そういういわゆる中間にいてまだ未接種の人に対しての対

策を町独自として考える必要があるんでないかということ、この間の議案の説明のときに言いました。そのことについてどうお考えでしょうか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） ただいまの肺炎球菌ワクチンの件でございますけれども、確かに定期予防接種になったということで、決まった年齢ということとさせていただきますこととなりました。今ほど言いました、確かに91歳とか、例えば86歳といった方については、このままでは4年後にしか受けられないということとございます。

ただ、この肺炎球菌ワクチン等につきましては、本町におきましては福井市医師会等に接種の委託をしているという状況でございます。今ほどおっしゃったような決まった年齢以外の方に対する接種につきましては、福井市医師会と申しますと永平寺町だけではなく福井市も入っておる。そうした中で、これまで負担金として接種させていただいたものが、今後そうした関係機関との調整の中で可能かどうかということにつきましても、ちょっと一度検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 僕は、これ大事なことやと思うんですね。国が定期接種、1回接種すれば5年程度効果があるということですから、それはそれで非常に積極的なこと。これは国も、いわゆる高齢者の死亡原因の大きな一つが肺炎ということでこれをするようになったと思うんです。これをする事で、町がこれまでやっていたことを後退させてしまうのは問題だと思うんですね。

たしか1回接種すると1万円以上、1万2,000円とか、そのうちの2分の1程度を町が助成していたんじゃないかなと思うんですが、やっぱりそのはざまの人たち、本当に、例えばことしとか来年とかということで、受けていない人について積極的に受けていただくようにということをやっぱり提唱することが私は大事だと思うんですね。そのことをね。

いろいろ検討して言うんですが、これまで町がやっていたことは町がやっていたようにすればいいだけの話ですから、それについて、例えば少し若い人は条件が、体力の問題もあってまだいいかもしれないけれども、ある一定の基準を決めて、それ以上の人には町として独自の助成するから、それ以外は定期接種なんかを考えてもらえばいいわけですね。その辺、基準をそれなりに決めて進めてはどうかと私は思うんですが、そこは検討するだけではまずいんじゃないかと思う

んですが。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今こうした予防接種につきましては、先ほども言いました、例えば町が直接その方にするといったものではなくて、いわゆる専門の医師なりの協力を得なければならないという状況でございます。

今ほど言いました、その事務に関しましては、医師のほうで定期予防接種の事務、それと今言いましたはざまの人たちに対する、例えば負担金ということになりますとそうした事務等も実は発生するといった中で、いわゆる町だけでちょっとなかなかできるというものではないもの。当然今ほど言いました関係機関の協力なくてはできないものなので、先ほど申しましたように、検討させていただきたいというふうな形の返答にさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 最後に一言だけ言っときますが、たしか肺炎球菌の予防のための接種について町が支援し始めるということを決めたのは、県内でそんなに遅くはなかったのではなかったかなと私は思っているんですね。つまり、町独自に切り開いた部分もあったと思うんですわ。それを利用すればいいわけですからそんなに差はない。ただ、国の制度に乗らないと接種費用は高くなる可能性があるので、支援をどうするかというのは考えなきゃいけないですけども、そこは十分やっぱり考えるべきでないかなって。

町長はどう思います？ そういう提案。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 数年間この助成をした中で、今4年ですよ、この4年間でどれぐらいの方が受けられているのか。5年間効き続けると言っていますが、予防になるということで、そこら辺を1回試算を出させていただきまして、どれぐらいの方が打たれてないといいますか、接種されてないといいますか、1回それをちょっと出させていただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 同じく予防接種についての質問をさせていただきます。

今ほど金元議員もありましたように、町独自で肺炎球菌ワクチンの予防の補助をしていた。これはいろんな形、私もしましたが、一般質問の中で出てきて、町が独自に取り組んだものと考えております。

そこで、今ほどちょっと町長の発言にもありましたが、肺炎球菌ワクチンの予

防の維持期間というか、期間が約5年というふうに言われています。老人の方々のインフルエンザの予防接種の補助。これは、インフルエンザは毎年変わるということで、毎年、その予防に対しての費用の助成をしています。同じように、この予防接種が定期的になる前は、ある面では5年ごとの予防接種に対してその補助をしていたというふうな制度になるわけですね。

そうなりますと、今、例えば70または75、80ぐらいで予防接種された方が、今後その老人の方の平均寿命を考えると、2回、3回と打っていかないとその効果がずっと持続しないということも考えると、やはり定期予防の接種のほかにプラス、今ほど議員の発言もありましたように、ある一定の年齢に達した老人の方については町独自の援助をしていくというふうなこともやっぱり必要じゃないかと。それは、今までやってきた町の独自の施策をそのまま受け継いでやるということで何ら問題はないし、住民の方々もそういうふうな意識に立っているんじゃないかというふうに思います。

うちのも昔しましたけれども、それからもう5年ぐらいたっていると思います。そのときはまだ助成する前に打ったわけですが、そう考えると、やはり平均年齢で今後ずっと生きていくためには、ぜひとも町の助成が必要というふうに考えるわけですが、その点はいかがでしょうかね。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほど上田議員がおっしゃったような、これまでやってきたものについてどうするかということでございます。

やはり肺炎球菌、肺炎はいわゆる高齢者の死亡の原因の1位、2位になるものですから、今ほどおっしゃったような今後の補助につきましては、本当に申しわけございません、一度よく内部、また関係者交えた検討をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 今ほどの件で、変な話じゃないですが、例えば集落のいきいきサロンとか老人会で、それぞれ老人会の費用がありますね。今、話の中に、老人会として老人会の会費でその残り分を助成して、町の助成とその地域の老人会の費用で無料で受けられるようなことを考えようというふうな老人会も事実あるわけですね。そういうことを考えると、今後の高齢者の方々の健康維持も含めて、平均寿命っていう言葉はあれですが、そのためにもぜひ必要と思っておりますので、ぜひともそのご検討と、もしくはその制度を残すように配慮をお願いしたいという

ふうに思います。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 同じくというふうになりますが、予防接種の件ですが、お二人言っていますとおり、国の制度が入ったおかげで受けられない人が出てくるというのはやっぱりちょっとおかしいかなと思いますので、そこを考えていただきたいなと思っております。

それと、予算では、水痘が80%、高齢者の肺炎球菌の予防接種が70%ですか、対象者の。予算上ではそうなっているんですけども、なかなか接種していただくというのは、いろんな健診も含めて高率の接種率にはなかなかならないと思うんですが、今回のこの2つのことについて、どのように受けていただくかという方策をぜひお聞かせいただきたいのと。

その前のわがまち夢プラン育成支援事業補助金、これの専決になった理由をお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほどの水痘予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種でございますけれども、今回予算案的に出させていただいたのは、水痘については80%、いわゆる対象者の80%ということで出したんですけども、これはこれまで既に水痘予防接種を受けてこられたお子さんとか肺炎球菌ワクチンを受けてこられた方々などを考慮しましてこういう数字を出してございます。ですから全ての方に予防接種については通知を出させてもらっております。

また、追加の勧奨通知も出させていただくということで、この8割、7割という数字は、あくまでこれまで打たれてこられた方もいらっしゃるということも踏まえて、こうした数字を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） わがまち夢プランの専決に、東古市区のまちづくり協議会が専決になったことについてでございますけれども、これはこの間全協でもご説明させていただきましたけれども、12月7日が点灯式でございます。そういったところから、準備等の関係もありまして専決にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 先ほどの予防接種の件ですけれども、多分7割、8割というのは把握はしているんだろうと思います。今まで補助を受けた方は把握しておりますので、残りの方というのは把握していらっしゃると思うんですけれども、その残りの方で目標としてどれくらい受けていただこうと考えておりますか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） やはり目標とすれば当然、まず水痘についてはいわゆるお子さんで100%、肺炎球菌につきましては、町の負担で打たれた方もいらっしゃると思いますし、いわゆる負担なしで個人、また病院等で受けられた方もいらっしゃるかと思います。

ただ、こうした予防接種、目標とすれば当然、福祉保健課としては100%を目標に実施、またいろんな面で勧奨はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 先ほどの夢プラン事業について関連質問させていただきます。

今回、永平寺口の周辺にイルミネーション、これは本当に地域の方が一生懸命頑張っておられます。永平寺口の駅舎も完成しました。それからレンガ館も完成したわけですが、国道から、今言う入る案内板は、せっかく12月7日から点灯式も行うというんなら、ただえちぜん鉄道の乗客に見せるためじゃなしに。国道の案内板というものは以前つくるといふうなお話がありましたが、これについてはどうなっているのか、ひとつお聞きをいたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 今のご質問でございますけれども、国道から永平寺口に入る案内板でよろしいですかね。道路標識という形ですね。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 道路標識につきましては、今、あの周辺の道路環境を見ていただきますと、永平寺支所の前に道路標識、永平寺支所を示す青い看板でありますとか、その先の東古市の交差点や福井銀行の近くにも道路標識があるといったような形で、再度道路状況をちょっと見まして、標識についてはまた検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 道路標識は竹田停車場線という形で出ているのですが、社

会資本整備事業でレンガ館とかそういう整備をしたんですが、これをアピールする国道からの案内板という、先ほど東古市地区がイルミネーションをつくったと、本当に地域の方が頑張っているのならば、そういうことも含めて、レンガ館の案内も含めて、当初は国道から案内板を福井銀行の前につけるといようなお話があったのですが、その案内板は今後つくるのかということを私は質問をしております。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 済いません。施設案内板的なものということで解釈させていただきます。

そういった形のものについては、やはり今後、住民の皆様あるいは他の観光客の皆様についてもお示しする必要もあろうかと思えます。ただ、屋外広告物等の看板の設置等も含めて、そういったところからも検討しまして十分考えていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第8号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決定しました。

～日程第4 承認第9号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第4、承認第9号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第9号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分について、提案のご説明を申し上げます。

11月21日に衆議院が解散したことに伴い、第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査を12月2日公示、14日投開票と定められたことから、選挙費用の計上をしております。

歳出では、総務費の選挙費において、投開票管理者や立会人等の報償費、時間外勤務職員手当、需用費、ポスター掲示に係る委託料、開票に使用する読み取り機器の購入等が主なものとなっており、一般会計補正予算の総額は1,274万円となった次第です。

これらの歳出の財源となります歳入では、衆議院議員県委託金、繰越金により措置をしております。

なお、専決日は11月21日にさせていただきます。

以上、提案の理由とさせていただきます。詳細につきましては担当課よりご説明させていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） それでは、承認第9号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、平成26年11月21日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の12ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,274万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億403万9,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、13ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

16ページをお願いいたします。

款2総務費、目3衆議院選挙最高裁国民審査費1,274万円は、12月14日に投開票される第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙費用を計上するものでございます。



歳入につきましては、お戻りいただきまして15ページのとおり、款14県支出金、衆議院選挙県委託金1,184万6,000円及び款18繰越金、前年度繰越金89万4,000円を予算化するものでございます。

以上、承認第9号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてのご説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第9号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決定しました。

～日程第5 承認第10号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第5、承認第10号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第10号の専決処分について、提案のご説明を申し上げます。

この案件は、町公用車による物損事故において示談が成立し、損害賠償の額を定めましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事故発生日、場所、本町の人口責任割合額は、議案書に記載のとおりでございます。

なお、11月27日付で、本町の自動車損害共済事業を委託しております全国

自治協会から示談書の送付があり、早急に損害賠償金を支払う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、11月28日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認をお願いするものでございます。

以上、提案の理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） ただいま上程いただきました承認第10号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、提案理由のご説明をさせていただきます。

議案書の16の1から16の2ページでございます。

この案件は、町公用車による物損事故において示談が成立し、損害賠償の額を定めましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事故発生年月日は平成26年10月29日で、事故発生場所は永平寺町東古市9の34付近路上でございます。

事故の概要でございますが、町公用車を運転中、交差点を左折したところ、交差点付近にとめてあった自転車と公用車が接触し、自転車を破損させたものでございます。事故の種別は物損事故でございます。

損害賠償の額につきましては、相手方の自転車の損害額に対して本町の自己責任割合額の全額の2万4,267円を損害賠償の額として定めたものでございます。

なお、11月27日付で、本町の自動車損害共済事業を委託しております全国自治協会から示談書の送付がございまして、早急に損害賠償金を支払う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、11月28日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第10号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決定しました。

～日程第6 議案第34号 平成25年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第6、議案第34号、平成25年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を議題とします。

本件は去る平成26年9月3日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

8番、上田君。

○予算決算常任委員会委員長（上田 誠君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

議案第34号、平成25年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定については、去る平成26年9月3日、平成26年第5回永平寺町定例会に上程され、当予算決算常任委員会に付託された議案であります。

審議は委員全員にて、10月1日に第1回の現地視察による執行状況の確認に始まり、各委員会関係の質疑応答、指摘事項等、計8回の委員会を開催し、慎重なる審議を行いました。

11月28日の委員会において、認定についての意見を次のようにまとめました。

平成25年度一般会計及び特別会計の決算認定についての意見。

1、防災行政無線事業は、住民に安全、安心を与える情報伝達手段として大変

大きな役割を果たしている。想定外の災害や停電時における周知方法の検討や新しい技術（防災メール利用の拡大、こしの国テレビ等）の連携などを視野に入れた構築を図ること。また、緊急時における緊急車両の通行確保の手段も図ること。

2、社会資本整備に係る（永平寺口整備、松岡公園整備、ふるさと創造プロジェクト等）事業においては、事業目的に対しての費用対効果や整備後の活用目標達成度を明確にし、施策を講じること。

3、滞納の状況内容を把握し、早期に納税交渉、徴収督促に努め、徴収権の消滅時効を防ぐこと。また、不納欠損処理も含めて迅速な滞納整理の方向を示すこと。

4、公共施設の利用目的のあり方を明確にし、今後の再編計画（各支所、老人福祉センター、公民館など）を、耐震計画も含め具体策を早急に示すこと。

5、国保会計の健全化を図るため、全体また個人の医療給付上昇内容の要因の分析を継続して行い、適切な策を講じること。また、町民の健康増進対策や意識向上のさらなる充実に向け、各関係課と連携して庁全体として対応すること。

6、急速に進む高齢化社会に向けて、認知症対策を含む高齢者福祉の充実や地域ケアシステム、地域包括ケアシステム、要支援対象者の町移管による対応を講じ、今後の地域福祉計画に十分に反映すること。

7、子育て支援、学校教育の充実したまちとしての魅力や若者定住支援施策を今後も継続するとともに、永平寺町のイメージアップにつなげるよう積極的に努めること。また、今後の住民参画のまちづくりの礎となる公民館活動も先進地に学び積極的な対応を図ること。

以上、認定についての意見とし採決を行い、賛成多数にて可決認定したことを報告いたします。

○議長（川崎直文君） これより委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 今ほど委員長のほうから意見書というか、ありましたけれども、細かいことは一般質問でやろうと思っているんですけども、行政も議会も本当に中身がわかって評価しているのかなという。例えば給食費無償化助成金等々、この書類を見ても、本当に昨年度1年間の、25年度にやったということに関して、やっぱり予算組んだ編成方針、それを執行した職員の、やってないとは言いませんけれども、その辺のことを踏まえて次年度へ結びつくような評価と

いうものが本当になされてるのかなというね。例えばこの中を見ると、とても理解できんもんね。

今回はそういうことを申し上げて、私は中身のほうは納得できませんから賛成はしません。

以上。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○予算決算常任委員会委員長（上田 誠君） 今ほど上坂議員の質問か、まあ反対の理由を述べたわけですが、委員会においていろんな審議をしました。また、委員会に先立ちまして、当然その事業による評価を行いました。それに対しての意見書も後で上程して、それを承認する。その中にも、今ほどありました給食費無償化についての議会の意見、また議員の意見が されておりますので、その点を確認し、またそれを議会として上程する予定になっておりますので、それを参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

○9番（金元直栄君） いいですか。

○議長（川崎直文君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） ただいま25年度の一般会計及び特別会計の決算認定について、委員長が指摘した事項について私は反対するものではございません。委員長の問題についてはそうですが、25年度のいろんな予算を見ますと、町民のための事業として使われていることも多いということは認めますし、評価するところもあります。

ただ、この25年度の大きな事業を見てみると、例えば消防庁舎の方向づけの問題がありましたし、道の駅の決定とまちづくりの問題も指摘してきたところがあります。温泉の開業とCAMU湯の方向性も問題だと指摘してきました。

これは言いますと、消防庁舎の方向づけの問題でいいますと、消防庁舎、それ

まで合併前の消防議会で論議してきたり各地の議会で論議してきた決定事項とは随分違っていることが大きな問題だと私は思っています。また、新消防庁舎の建設については、永平寺支所周辺の土地利用の問題や、また開発センターのいわゆる耐震補強か解体かという問題についても、いろいろ多くの職員からも、こういう内容については問題があるのではないかという指摘もあったと私は思っています。やっという消防庁舎を新たにつくろうと、移転してつくろうということですから、やはり私は最良のものをつくってほしいという願いがあります。その中で開発センターの一部利用、また開発センターを取り囲むように建てる消防庁舎の建て方については私はあり得ないと考えていました。

それと同時に、消防庁舎の問題については、28年度から実施されるいわゆる無線のデジタル化のことも含めてぎりぎりのところまでその方向性を示さずに、ここまできたらもうこれで進める方向しかないのだという提案の仕方は、私は行政としてあってはならないだと思っています。

2つ目は、道の駅の決定とまちづくりの問題です。

私は、私的な施設ではあっても、町にとって、町民にとって公共的な要素を担うものとして、例えば、最近では「買い物難民」という言葉がありますが、マーケットなどはそれに類するものだと思っています。こういうこととの関係でいうと、まちづくりの基本的な方向性なくして道の駅だけというのは私は問題だと思っています。これらも、まさにこの大きいところにそういう施設をつくっていく。これは当初、上志比村時代に道の駅的な要素として整備しようとしていた地域とも違うと思っています。特にニンキーの館などというのはそういう意味合いもあって整備されてきたものだと思っています。

温泉の開業とCAMU湯の方向性の問題でいいますと、つくる前は、この運営費は、CAMU湯の運営費はなくなるんだというようなことで、これと対価のように示されてきました。開業と同時にその方向性が示されると思っていたんですけども、その方向性も示されることはありませんでした。

さらに、温泉建設については、建設業者の倒産の問題もありましたけれども、若干の町の損失もやはりそこで生ずるものです。その責任の所在については町から示されることはなかったと思っています。

さらに、坪約7万円で昭和57年ですか、に購入した土地が坪1万円で売却される。そういう問題もありました。この異常な評価の問題等について、当局は正当性は主張するんですけども、これへの防止策の方向性は示されなかったと私

は思っています。

温泉と河川公園の指定管理者の問題もありました。これは当時からその業者を指定することについて問題はないかということが指摘されましたし、またいろいろ問題もあったように思うんですが、今年度になってその姿が明らかになったところです。その前の経歴については全く知らされていなかったということも私は問題だと思っています。

職員の採用の問題でいいますと、専門職の採用の問題はこれまでも指摘してきましたし、これに基づいて町も専門職の採用が必要だということを再三答弁してきましたけれども、最近の答弁では随分後退してきていると思っています。また、昭和25年度までの人事の問題を見ましても、私はとても公平性があったとは思っていませんし、さらに専門職の活用も私は庁内でまだ十分考えるべきところがあるのではないかということから、一般会計については反対の立場をとります。

特別会計でいいますと、国民健康保険会計ですが、一般会計からの支援がやはり必要だと私は思っています。医療費の高騰の原因と、全国的に見ても同時期にやはり高騰している。最近落ちついてきたということも指摘されているところです。高騰の原因対策、町としてももっと考えるべきだと思っています。特に保健事業の強化等については、合併以後おざなりにされている面はなかったのかということとは十分検証すべきだということから、国保会計についても反対です。

後期高齢者医療特別会計について、これは差別医療の持ち込みだということ導入の当時言ってきました。ただ、最近になって、年金の受給額によって医療費の負担の問題に差をつけるというやり方については、私はやはり高齢者の中に新たな差別を持ち込むものだということ、そういう導入の過程も含めて反対の立場をとります。

介護保険特別会計ですが、私はこれには3つの問題があると思います。

いわゆる町の支援、もっと探れるのではないか。特に高齢者対策、全ていろいろな介護保険のサービスとかそういうものをほかの事業所に、いわゆる民間に任せしてしまう。「丸投げ」という言葉で私はよく表現していましたがけれども、そういうことをやっていくと、町の中で町自身がどういう対策が必要なのかということを考える能力すらも奪ってしまう、こういうことがあるのではないかとは指摘しているところです。特に事業の展開上は、例えば民間の委託先として大きな役割を担っています社会福祉協議会、これらについてはその委託事業等の関係で、

これは一般質問でも触れるつもりですが、定期協議などを設けて具体的に連携のあり方を十分論議し、ともにどう取り組んでいくのか。また、社協のほうで取り組んでいる内容等を町の事業にどうやっぴり生かしていくのかということも、町として取り組んでいく必要があると思っています。包括支援センターはその典型であります。

これらも含めて、私は、直営でやるところは町としてきちっと守っていくべきではないかという立場から、介護保険特別会計、この3つの会計については反対の立場をとっていきます。あとの特別会計については、町はやっぴりつましい会計の規模ですから、事業の内容を見ましてもなかなか大変だと思いますけれども、町民にとって必要なところ、値上げとかそういうものがあれば反対の立場をとりますけれども、それがない以上、賛成の立場をとっていくところです。

以上です。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） ここにまとめられました意見は、予算決算常任委員会で議員それぞれの疑問点、問題点を述べられて、理事者側から説明、報告を受けて、それを聞いた上で議論を進めてこの常任委員会で、ここにまとめられましたように、先ほど委員長が報告しましたように可決をされました。私はこれの可決をいただいたということで賛成であります。お願いします。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第34号、平成25年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。本件を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

～日程第7 議案第35号 平成25年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第7、議案第35号、平成25年度永平寺町上水



道事業会計の決算認定についての件を議題とします。

本件は去る平成26年9月3日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

8番、上田君。

○予算決算常任委員会委員長（上田 誠君） それでは、報告をさせていただきます。

議案第35号、平成25年度永平寺町上水道事業会計の決算認定については、去る平成26年9月3日、平成26年第5回永平寺町定例会に上程され、当予算決算常任委員会に付託された議案であります。

審議は委員全員にて、10月16日に質疑応答、指摘事項のまとめ等を行い、慎重なる審議を行い、11月28日の第8回委員会において、認定についての意見を次のように決めました。

平成25年度上水道事業会計の決算認定についての意見。

住民生活のインフラ整備の核となる上水道事業は、石綿管の更新計画も含め、今後の全体的な更新整備計画を示し対応を図ること。

以上、認定についての意見として採決を行い、賛成全員にて可決、認定したことを報告いたします。

以上です。

○議長（川崎直文君） これより委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 住民生活の意見書として示されているように、住民生活のインフラ整備の核となる上下水道事業、これを全体的な更新整備計画を示し対応を図ることということで示されていますが、つい先日また、いわゆる白馬ですかね、中央構造線上で地震があり、長野では断水の問題も今深刻だということを知っています。

本町も実際、福井平野東縁断層というのが通っているわけで、この活断層の上にある町ということになっています。特に旧松岡ですね。御陵、旧松岡、そして吉野ということで走っておりますので、その辺は十分そういう災害を教訓にして、さらに災害のときにはどういう体制で、いわゆるそういうインフラの、特に水と

いうのは命ですから、これを確保するのかということ、川の水を飲んでくれというわけにいかないので、その辺をやはりもう1回これらを機に十分示すように委員長の方からも強く求めていただきたいと思います。いかがでしょう。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○予算決算常任委員会委員長（上田 誠君） 今ほど金元委員の方から発言がありましたように、石綿管が結構布設されていることが残っております。それを含めて、今後、更新時期において、今ほどありましたように、更新計画を立てて、ぜひその費用も含めて検討していただきたいというふうにまとめました。

できましたら、その耐震管等もありますが、そういう面も考えながら、ぜひともまた行政の方において検討いただくよう今後とも強く求めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は認定です。議案第35号、平成25年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定することに決定しました。

～日程第8 議案第51号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第8、議案第51号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第51号、永平寺町一般職

の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

2014年の人事院勧告に基づき、一般職の職員の通勤手当を国の基準に準じ改正するほか、官民比較の結果、0.27%、民間給与が国家公務員給与を上回る事となったため、平成26年4月に遡及して国家公務員給与の引き上げを行う国の改定に準じて引き上げを行うものです。また、勤勉手当についても民間が公務員を上回り、0.15カ月分の引き上げを12月の職員勤勉手当で支給することとしております。

さらに、今回の人事院勧告では、地域の民間賃金に比べて公務員給与との格差があるとの指摘により、地域手当等の諸手当の見直しを行うなどの給与制度の総合的見直しを行うことから行政職俸給の引き下げを行うものであり、引き下げに際して激変を緩和するため、平成27年4月から3年間の経過措置を講ずるよう、関係する条例の一部改正を行うものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。詳細につきましては、担当課からご説明申し上げます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） ただいま上程いただきました議案第51号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の補足説明を申し上げます。

今回の条例改正の目的でございますが、本年8月7日に人事院が国家公務員の給与改定を勧告しましたので、永平寺町の一般職の給与に関してもその内容に準拠して改正をお願いするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明を申し上げます。

議案書の73ページをお開きください。

第1条では、第9条の3、通勤手当の改正でございます。自動車等の交通用具を使用する職員の通勤手当を通勤距離の段階に応じて、国の改正に準じて改正を行うものでございます。国の通勤距離の基準では60キロメートル以上まで区分がございしますが、永平寺町では45キロメートル以上とさせていただきます。

次に、74ページをお願いいたします。

第19条第2項、勤勉手当の改正でございますが、年間支給率を100分の15引き上げ、年間支給率を100分の150にするものでございます。勤勉手当

は6月と12月に支給されておりますが、今回の引き上げは12月支給に引き上げ分を配分することとなっております。よって、従来の「100分の67.5」を「100分の82.5」に改めるものでございます。

次に、別表第2の給料表についてでございますが、官民格差を埋めるため平均で0.27%引き上げるものでございます。引き上げに際し、世代間配分の見直しに立って若年層の引き上げを重視し、50歳代が主に在職する3級以上の高位号給については引き上げを行わないことしております。

以上、第1条の改正につきましては、平成26年4月1日に遡及して適用するものでございます。

次に、79ページをお願いいたします。

第2条では、第9条の4、単身赴任手当の改正でございます。国においては平成10年以来改定が行われず、民間との格差が大きく開いたことから月額を引き上げるもので、国に準じて改定をするものでございます。

第10条は、寒冷地手当の規定でございます。これまで上志比地区に勤務している職員を対象に寒冷地手当を支給しておりましたが、国において支給地域の見直しがあり、上志比地区が支給対象外となったことから寒冷地手当の支給条項を削除するものでございます。

次に、第17条の2、管理職特別勤務手当でございますが、80ページにあります週休日、いわゆる土曜日、日曜日、祝日等に勤務をした場合に加え、平日の深夜、午前0時から午前5時の時間帯に災害への対処などで勤務した場合に管理職特別勤務手当を支給することができるものでございます。手当額は6,000円を超えない範囲といたします。

次に、第19条第2項の勤勉手当の改正でございますが、先ほど第1条で「100分の82.5」に改正した引き上げ分を、平成27年度よりは6月及び12月にそれぞれ均等に配分するため「100分の75」に改めるものでございます。

次に、別表第2、給料表の改正でございますが、この改正は、人事院勧告では給与制度の総合的見直しを行い、平成18年から平成22年にかけて行った給与構造改革の地域ブロック別に見た官民給与格差の解消がなされていないとの指摘から、国においては給料表の水準を地域ブロック別の給与の一番低いところに合わせるため、給料の引き下げを行うこととしております。このため、国に準拠し、第1条で引き上げた給料表を平均2%引き下げるものでございます。

86ページをお願いいたします。

附則第8項において、給料の引き下げによる激変緩和措置といたしまして、平成30年3月31日までの3年間は、平成27年3月の給料月額を現給保障する措置をすることとしております。第2条の改正は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今、人事院勧告は、民間との格差が生じているため一定程度引き上げるように言いましたけれども、国の報酬基準をその地域の一番低い地域に合わせるために、さらに何か上げたやつをまた2%引き下げるという話です。

どうしてそういう必然性があるのか。そこをもう少しわかりやすく説明お願いいたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず最初に、本年の分でいきますと、職員の給与と民間の給与を比較した結果、職員の月例給、それと特別給ともに民間を下回っていることが明らかとなったわけです。こうした民間の状況、それと人事院勧告の内容などを総合的に勘案した結果、職員の月例給につきましては、官民格差約0.26%の解消をするために給料表の引き上げの改定を行うということになりました。

また、特別給につきましても0.15月分引き上げることとなったわけですが、先ほども申しましたように、今度は総合的に給与の見直しをかけるといったことから、全国を12ブロックに分けて一番低いところに改定を合わせるという、今度は給与全体を総合的に見直すということになりました。そういったところから、今回の、また4月1日以降については給料表を全体的に、総合的に全部見直しをかけて下げるといった形になるということになってございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第51号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「棄権」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

11時35分から再開いたします。

（午前11時22分 休憩）

---

（午前11時34分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第9 議案第45号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第10 議案第46号 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第11 議案第47号 平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第12 議案第48号 平成26年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第13 議案第49号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第9、議案第45号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから、日程第13、議案第49号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの5件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） よって、日程第9、議案第45号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから、日程第13、議案第49号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの5件を一括議題とすることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 一括上程されました議案第45号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第49号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第45号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出から申し上げますと、総務費では、社会保障・税番号制度導入に伴い、自治体間の連携を図るため、国が整備する中間サーバーに係る負担金を計上したほか、平成27年4月12日執行予定の知事県議会議員選挙に係る期日前投票が3月27日から予定されていることから選挙経費を計上しております。また、若者定住促進支援事業の申請の増加が見込まれることから、補助金の増額や人件費の補正につきましては、人事院勧告に基づく職員期末手当等の改正及び人事異動に伴う支出の組み替えを行うものです。

民生費におきましては、障害者自立支援事業や児童手当交付金の過年度精算に伴う国庫返還金を計上したほか、障がい児、発達支援、放課後デイサービス支援事業の利用者が増加しましたので、障害児給付金の補正を行うものです。

農林水産業費では、担い手への農地集積が推進するように農地集積協力者の増が見込まれることから、農地集積協力金の増額を行うものです。

土木費では、道路改良、雪寒道路修繕に係る平成26年度分の県営道路負担金を計上するほか、永平寺ダムの維持費及び工事負担金の本町負担分の補正を行うものです。

教育費では、快適な学習環境を整備するため小中学校に空調を設置することから、受変電設備（キュービクル）の改修工事を計上しています。そのほか、児童、保護者、地域が一体となり道德教育を学ぶ授業の補正を行うものです。

以上により、一般会計補正予算の総額は3億630万2,000円となった次第です。

これらの歳出の財源となります歳入では、国庫支出金、県支出金、合併特例債、繰越金等により措置をしております。

次に、議案第46号、永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、過年度の精算に伴う医療給付金の国庫等への返還金や介護給付金の増額、国民健康保険制度の改正に伴い高額医療費の限度額の細分化によるシステ

ム改修等を計上しており、補正予算の総額は2,014万9,000円となった次第です。その財源となります歳入については、国庫補助金、繰越金により措置しております。

次に、議案第47号、永平寺町介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、人事院勧告や人事異動により職員給与等の人件費の増を計上しており、補正予算の総額は27万4,000円となり、その財源となります歳入については一般会計からの繰入金により措置しております。

次に、議案第48号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、人事院勧告や人事異動により職員給与等の人件費の減を計上しており、補正予算の総額は4万円の減額となり、その財源となります歳入については一般会計から繰入金を減額しております。

次に、議案第49号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、人事院勧告や人事異動により職員給与等の人件費の減を計上しており、補正予算の総額は721万8,000円の減額となり、その財源となります歳入については一般会計からの繰入金を減額しております。

以上、提案の理由の説明とさせていただきます。詳細につきましては担当課よりご説明させていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） それでは、議案第45号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第49号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでを一括して補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第45号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

議案書の19ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に3億630万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億1,034万1,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入



歳出予算の金額については、20ページから22ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条の地方債の補正については、23ページの第2表、地方債補正のとおりで、合併特例債については7億6,200万円から10億4,400万円に増額するものでございます。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

今回の補正予算については、人事異動に伴います人件費の補正予算が各款項目ごとに計上しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

議案書の28ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、中間サーバープラットフォーム負担金98万1,000円は、社会保障・税番号制度導入に伴い、自治体等のシステムの連携を図るため中間サーバーを国が平成26年度に整備するため、その整備費、保守料等の永平寺町負担分を計上するものでございます。財源は全て国庫補助金によるものでございます。

29ページをお願いします。

目5企画費、夢プラン育成支援事業補助金20万円は、9月補正で予算化しておりましたみんなの第九コンサート補助金について、わがまち夢プラン育成支援事業として実施することから、補助金を20万円に減額するとともに予算の組み替えを行うものでございます。

町定住促進支援事業補助金262万4,000円は、若者定住促進支援事業補助金の申請が見込み以上にあるため、補助金の増額をお願いするものでございます。

目7支所費、工事請負費666万4,000円は、永平寺支所及び開発センターの非常用警報設備が経年劣化による動作不良及び法改正後の基準性能不適合の状態にありますので改善が必要であることから、自動火災報知設備及び非常放送設備を更新する工事費を予算化するものでございます。

30ページをお願いします。

項4選挙費、目4知事県議会議員選挙費372万3,000円は、平成27年4月12日執行予定の知事県議会議員選挙に係る執行経費の平成26年度分について計上するものでございます。財源は県委託金により計上しております。

32ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目3心身障害者福祉費、障害児給付費800万

円は、障がいを持つ子どもへの適切で効果的な指導及び訓練を行う事業の利用者、利用回数がふえたことによります給付費の増額を計上するものでございます。なお、これに対し、財源といたしまして国庫負担金で2分の1の400万円を計上しております。

同じく、自立支援事業返還金102万5,000円は、平成25年度国庫負担金の精算に伴う返還金を計上するものでございます。

35ページをお願いします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、農地集積協力金440万円は、農地中間管理事業における農地集積協力金の交付対象者の増に伴う補助金の増額を計上するものでございます。財源といたしましては全て県補助金で計上しております。

36ページをお願いします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、県営道路整備事業負担金1,466万9,000円は、県営道路整備事業の町負担金を予算化するものでございます。

37ページをお願いします。

項3河川費、目1河川総務費560万6,000円は、永平寺ダムの維持管理に係る負担金54万4,000円及び長寿命化計画に基づく改修工事に係る負担金506万2,000円を計上するものでございます。

39ページをお願いします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、各小学校施設空調設置工事248万3,000円及び項3中学校費、目1学校管理費、各中学校施設空調設置工事8,752万1,000円は、快適な教育環境を実現するために、小学校7校と中学校3校にそれぞれ空調設備を設置するための受変電設備（キュービクル）の改修工事費を予算化するものでございます。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

戻りまして26ページをお願いします。

款13国庫支出金及び款14県支出金では、歳出の説明で申し上げましたように、それぞれの事業に対する国、県の負担金や補助金等を計上しております。

27ページをお願いします。

款18繰越金787万4,000円は、12月補正予算に係る財源として前年度繰越金を計上させていただきました。

款20町債、合併特例債2億8,200万円は、各小中学校の空調設備設置工事の財源として合併特例債を計上させていただきました。

以上、議案第45号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第46号、永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に2,014万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,804万1,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、46ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出についてご説明申し上げます。

49ページをお願いします。

款1総務費、目1一般管理費の電算機保守業務委託料32万4,000円及び広域圏電算業務負担金161万1,000円は、国保制度の改正に伴う国保実績システムと国保業務システムの改修に係る経費を計上するものでございます。財源につきましては全て国庫補助金を計上しております。

款9諸支出金、目2償還金、過年度分国庫支出金等返還金1,335万2,000円は、平成25年度分の国庫及び県支出金の精算により交付額の超過が発生したため、返還金を計上するものでございます。

款10介護納付金486万2,000円は、介護納付金の額の確定に伴い不足分を計上するものでございます。

これらの財源としまして、歳入で前年度繰越金を計上しております。

以上、議案第46号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第47号、永平寺町介護保険特別会計補正予算（第2号）から議案第49号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）までについて、一括してご説明申し上げます。

これらは、いずれも人事異動等によります職員給与等の増減でございます。

52ページをお願いします。

介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正額 2 7 万 4, 0 0 0 円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を 1 7 億 7, 6 4 4 万 5, 0 0 0 円に。

続いて、5 9 ページをお願いします。

下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正額 4 万円を減額いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を 6 億 9, 5 4 2 万 8, 0 0 0 円に。

続いて、6 7 ページをお願いします。

農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正額 7 2 1 万 8, 0 0 0 円を減額いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を 2 億 5, 2 0 0 万 1, 0 0 0 円とお願いするものでございます。

以上、議案第 4 7 号、永平寺町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）から議案第 4 9 号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）についてまでの説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） ただいまの 5 件は、この後、予算決算常任委員会付託の手續を行います。

ただいまの提案理由の説明を補う質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第 9、議案第 4 5 号、平成 2 6 年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第 1 3、議案第 4 9 号、平成 2 6 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの 5 件を、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第 1 4 議案第 5 0 号 永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例

の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第14、議案第50号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第50号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

現在の住民基本台帳カードでは自動交付機から、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書の発行をしておりましたが、平成27年4月からコンビニ交付に切りかえるに当たり、これらの証明書発行に加えて、戸籍の全部事項証明書並びに戸籍の附票の写しを発行いたしますので、関係する条例の一部改正を行うものです。

以上、提案の理由の説明とさせていただきます。詳細につきましては担当課から説明させていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 住民生活課長。

○住民生活課長（野崎俊也君） ただいま上程いただきました議案第50号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

この条例改正につきましては、平成27年4月から実施予定の住基カードによるコンビニ交付の切りかえに当たりまして、内容を一部追加するためのものがございます。

議案書の72ページをお願いいたします。

今回の改正についてですが、現在の住民基本台帳カードでは、本庁舎玄関等に設置してあります自動交付機から、住民票の写し、印鑑登録証明書、そして所得・課税証明書の発行のみの対応でございました。平成27年4月からは、コンビニに設置してあります端末機から交付に切りかえする予定をしておりまして、これらの証明書の発行に加えまして、戸籍の全部事項証明書並びに戸籍の附票の写しを追加で発行できるようにしたためでございます。

条文としましては、利用目的、第2条におきまして第1号の内容を統合しまし

て、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機、及び、窓口を設置されている専用端末機を利用して証明書を交付するサービスとしまして、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部事項証明書、戸籍附票の写し、所得・課税証明書と直すものでございます。

なお、施行日につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第50号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由とさせていただきます。

慎重なご審議をいただきご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第14、議案第50号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第15 議案第52号 永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第15、議案第52号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第52号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

自動交付機からの証明書発行手数料は、窓口交付手数料より100円安い200円と定めておりますが、他市町において二、三年前から自動交付機導入前の3

00円に戻していることや、コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付に切りかえた場合、123円を手数料としてコンビニエンスストア側に支払うことから、コンビニエンスストア自動交付の切りかえにあわせ、現在の発行手数料200円を300円とするため、関係する条例の一部改正を行うものです。

以上、提案の理由とさせていただきます。詳細につきましては関係課長からご説明させていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 住民生活課長。

○住民生活課長（野崎俊也君） ただいま上程いただきました議案第52号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

この条例改正についても、平成27年4月からの実施予定の住基カードによるコンビニ交付の切りかえに当たりまして内容を一部削除するため、その改正をお願いするものでございます。

議案書の88ページをお願いいたします。

今回の改正についてですが、自動交付機からの証明書発行手数料を窓口交付の手数料より100円安い200円としていたところでございますが、減額して既に7年が経過しようとしていることと、また他市町においても自動交付機からの発行手数料を二、三年間でもとの300円に戻しているということがあります。

さらには、コンビニ交付に切りかえた場合、1件当たり123円の手数料をコンビニ側に支払わなくてはならないということがございましたので、今回、本条第2条第1項第17号及び第22号に、「。ただし、自動交付機で発行したときは1件につき、200円」というものを削除するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第52号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由とさせていただきます。

慎重なご審議をいただきご承認賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第15、議案第52号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第16 議案第53号 旧永平寺口駅舎地域交流館条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第16、議案第53号、旧永平寺口駅舎地域交流館条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第53号、旧永平寺口駅舎地域交流館条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

この条例は、えちぜん鉄道株式会社より無償譲渡を受け、永平寺口駅周辺整備事業で改修整備いたしました旧永平寺口駅舎地域交流館の設置について必要な事項を定めた条例でございます。

登録有形文化財に指定されています旧永平寺口駅舎を保存し、電車やバス等の公共交通機関の待合施設として活用するとともに、地域住民の交流と情報発信を目的に設置するもので、この施設が公共交通機関と連携しながら地域活動の拠点となり、来訪者のための情報発信の場となることを期待しています。

以上、提案の理由とさせていただきます。詳細につきましては担当課長より説明させていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 企画財政課長。

○企画財政課長(山口 真君) それでは、議案第53号、旧永平寺口駅舎地域交流館条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書の89ページをお開きください。

この条例は、地方自治法第244条の規定に基づき、えちぜん鉄道株式会社から無償譲渡を受け、永平寺口駅周辺整備事業で改修整備いたしました旧永平寺口



駅舎地域交流館の設置について必要な事項を定めたものでございます。

第1条では、登録有形文化財に指定されています旧永平寺口駅舎を保存し、電車やバス等の公共交通機関の待合施設として活用するとともに、地域住民の交流と情報発信を目的に設置することとしております。

第3条では、展示スペース、地域交流スペース、談話室で構成がされております。

第4条では、地域交流館の開館時間を午前7時から午後10時までと定めております。

第5条では、設置目的の範囲内で誰でも自由に使用できることを定めております。

第6条以下、専用使用の許可、その手続、禁止行為等、使用に当たっての条件等を定めております。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、よろしくご審議いただきましてご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私、これを付託されてもその委員会とは別になるので、言いたいことを言っときます。

私は、やはり歴史ある名前は大事にしてほしいという意味です。これはこの地域のイルミネーション等に対する補助も専決で今回やられていますが、それを実施する組織は「東古市区まちづくり協議会」という名前です。永平寺口周辺施設の旧永平寺口駅舎地域交流館ってありますけれども、僕は名称としてやっぱり違和感があるんです。永平寺口駅っていう、地域もない、ほんこの間つけた名前。これをやっぱり条例に載せてしまうことでいいのかどうか。

ただ、括弧つきで「地域交流館」ってありますけれども、古市交流館にすれば、それはなじみがいいし。そこを考える意味でも、僕はこの議案、行政側から保留しておいて、きちっとそういう名称も整備して示してほしいと思います。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 名称についてということでございますけれども、まず第1点は、この建物そのものが登録有形文化財指定を受けておりまして、その名称が「旧永平寺口駅舎」ということが一つ。

それからもう1点は、東古市という地名は、地元の名称を残すという意味でもそれは大変なるほどというところはあるんですが、ただ、町外とかそういったところの方から見ると、やはり永平寺口という、駅の名前も変わったように、そういった他の方から見ても永平寺の玄関口だなというようなところ、そういったところから「永平寺口駅」という名称が駅にもついたということから、その2点で、この議案としましては「旧永平寺口駅舎」という名称を使わせていただいております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） あんまり議論はしたくないんですけど、やっぱり歴史ある地名というのは非常に大事です。「旧永平寺口駅」、これも間違いですよ。これもほん最近の話でしょう。多くの古い歴史でいうのは東古市ですし、東古市っていうのは永平寺口というか、交通の要衝としての位置づけのある地域ですから、僕はそこはそれとして地域の名前というのは大事ですし。

例えば、企画課長に聞きますけど、提案理由の説明の中で開発センターの問題について触れてませんでした？ それは「開発センター」という名称で提案理由されていたと思うんですが、開発センターってあるんですか。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） ちょっと質問の内容がよく、ちょっとわからなかったんですけど、開発センターという……。

○9番（金元直栄君） 正式名称じゃないはず…。

○総務課長（山下 誠君） 永平寺開発センターですかね。それは条例に永平寺開…。

○9番（金元直栄君） 条例に「永平寺開発センター」というのは載ってないです。

○総務課長（山下 誠君） なら確認はさせていただきますけど、あったように記憶しているところでございますけど。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 以前、それとおんなじ質問をしたら、確かにそれは略称で開発センターということを呼んでいるだけだという話でした。

僕は、愛称というのは非常に大事ですし、地域の名前というのも大事だと思います。それには歴史も刻まれていると思いますね。だから本当に、僕はやっぱり「永平寺口駅」という名前は決められてきているわけで許されるにしても、そ

の地域にある地域名というのは大事にしてほしい。以前から言ってますが、幾ら何でも浄法寺地区を「北地区」という呼び方はふさわしくない。例えば旧松岡でいえば、御陵地区を「北地区」という呼び方は私はしたくない。「南地区」って言われるのは、まあ悪くはないという面もあるんかも知らんですよ。しかし、それも含めて、地域の名前とかそういう地域の固有名詞というのは非常に歴史あるもので、単純に思いつきで提起、提案されるべき問題ではないと私は考えています。

この名称については、またそういう機会を捉えてどういう立場をとるかというのも示していきたいと思います。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 今の開発センターについては、条例でちゃんと出てありますので。

それと、東古市のあれは昭和8年ですかね、「東古市」から「永平寺口駅」になったんですね。それからまた「永平寺口」になったのは平成14年ですか、東古市の駅名を変えるときに、初寄りのときですか、初寄り合いのときに東古市の区民が全部集まって「東古市」を「永平寺口駅」というふうな名称にしたわけでございますので、今のところ、そういうふうなことになって、昔のことをいいますとそういうことになっていきますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第16、議案第53号、旧永平寺口駅舎地域交流館条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第17 議案第54号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第17、議案第54号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第54号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

現行の出産育児一時金は、産科医療機関において出産した場合、39万円と産科医療補償制度の保険料3万円を合わせて42万円支給しております。

社会保障審議会医療保険部会において出産育児一時金の金額を見直されたことにより、平成27年1月からの出産育児一時金39万円を40万4,000円に、産科医療補償制度の保険料3万円が1万6,000円に見直されましたが、出産費用の支給額につきましては現行の42万円と同額となっております。

このことから、関係する条例の一部改正を行うものです。

以上、提案の理由とさせていただきます。詳細につきましては担当課長よりご説明させていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 住民生活課長。

○住民生活課長（野崎俊也君） ただいま上程いただきました議案第54号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

この条例改正は、健康保険法施行令の改正に基づきまして出産育児一時金の額を見直しさせていただき、そのために内容を一部変更するというものでございます。

議案書の92ページをお願いいたします。

今回の改正についてでございますが、まず現行の出産育児一時金は、産科医療補償制度の加入をしている医療機関におきまして出産した場合、39万円と産科医療補償制度の保険料分3万円、合わせまして42万円を支給しております。

今回の見直しにより、総支給額42万円は変わりませんが、内訳としまして、出産育児一時金40万4,000円、それと産科医療補償制度の保険料1万6,000円とするものでございます。

したがって、条文上、産科医療補償制度分につきましては、3万円を限度としてという表現なのでさわらずに、出産育児一時金を「39万円」から「40

万4千円」に変更するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成27年1月1日から施行するものでございます。

以上、議案第54号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由とさせていただきます。

慎重なご審議をいただきご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第17、議案第54号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第18 議案第55号 指定管理者の指定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第18、議案第55号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第55号、指定管理者の指定について、提案のご説明を申し上げます。

永平寺町永平寺老人センター永寿苑及び町内にあります3つのデイサービスセンターは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者が施設の管理運営を行っておりますが、これらの施設指定期間が来年3月31日をもって終了することから、本年10月10日より11月14日の期間において、来年4月1日以降の指定管理者の募集をいたしました。

申請期限までに1法人のみ申請書が提出され、内容を審査した結果、永平寺町社会福祉協議会を指定管理者として選定いたしましたので、地方自治法第244

条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の理由とさせていただきます。詳細につきましては担当課よりご説明させていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） ただいま上程いただきました議案第55号、指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

議案書の93ページをお願いいたします。

永平寺町永平寺老人センター永寿苑及び永平寺町永平寺デイサービスセンター、松岡デイサービスセンター、上志比デイサービスセンターにつきましては、平成27年3月31日をもちまして、現在の指定管理者期間が終了することとなります。このため、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、本年10月10日より11月14日までの期間において指定管理者の募集をさせていただきました。

募集要件といたしまして、永平寺町老人福祉センター条例第6条並びに永平寺町デイサービスセンター条例第7条の規定により、永平寺町に主たる事務所を有する社会福祉法人を選定対象としてございまして、今回の応募に際しまして町内の1法人から応募がございました。

申請されました申請書を審査した結果、手続条例第4条の規定により、社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会を指定管理候補者として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間でございますけれども、介護保険は3年に1回の期間を設けてございます。今回は、第6期及び第7期の介護保険の計画期間である平成27年4月1日より平成33年3月31日までの6年間を指定管理の期間とさせていただきます。

以上、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） いわゆる町が建設した永寿苑や各地域のデイサービスセンターの指定管理の問題ですが、これまで社会福祉協議会に委託運営、指定管理でしてきたというようなことが経過としてはわかっていますが、ただ、今度の指定管理指定についても、今後6年間ということもありますので、候補の条件等はやはり議会にはきちっと示すべきでないか。

それと、指定管理の提案には、これまで確かにこの協議会しか指定管理の応募がなかったとはいえ、それなりの評価とか課題、こういうのもやはり議会に示すべきではないか。これが大事やと思うんですね。例えば松岡のデイサービスセンター等については、空調がおかしくなったときに、私は町の施設ですから、これはおかしいということで指摘していましたが、空調関係1,400万円ぐらいの設備投資を社協に求めるという経過もありました。これを見ると、どちらに問題があるかということも経過の中での評価が必要やと思うんです。そういう資料をやっぱり添付して提案してほしいと私は思っています。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） ただいまの公募の条件でございますけれども、申しわけございません。今度、公募の応募要領ですか、をお示しさせていただきたいと思っております。

なお、評価、また課題でございますけれども、全てではないかもしれませんが、提案された内容等につきましては、そのものではなくて、ちょっとまとめさせたものを提示させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） それは非常に大事なことだと思っています。

特に社会福祉協議会っていうのは、地域の福祉事業、独占的な立場をとっている。悪い意味でないですよ。町のいろんな事業の請負組織としての性格もないわけではないんですが、ただ、これらの施設については、昔は直営で運営していたということもありますので、1社しかないときにそこしかないという発想になるんでは、やはりだめではないかなと思うところもあります。

現実的にこれらの施設というのは、永寿苑は別にして、それ以外のデイサービスセンターなどは必ずしも赤字経営というわけではないです。介護保険の施設でありますから、特に今度は要支援1、2が介護保険から外されて、そのいろんなサービスをどこが担っていくのか。本当は、民間なら単価の高いところをとりたいというのはあると思うんですね。そのことを考えると非常に大事なときの指定

管理ということですから、ぜひその辺は十分検討してほしいなと思うところでもあります。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほどの議員のご意見を踏まえて、いろいろと検討なり協議だとかさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

1 番、上坂君。

○1 番（上坂久則君） さっきも言ったんですけど、今の課長の答弁で要支援 1、2 がどうのこうの言ったって全く別の次元でしょう、検討するのは。と、私はそう思いますけどね。

指定管理と、指定管理者の中に要支援 1、2 っていうのは、あくまでも介護保険全体の中で行政のシステム上どうするかというところがまず先なんで、そこに指定管理の中に仕事をさせる、させんというのは全然別なことじゃないですか。それは最初から今まで大体そんなことなんか入ってないでしょう。だからもうちょっと中身をよく精査をして、いろんな議員らから提案があつたり委員で批判というのは言いがかりじゃないわけですから、自分たちはこうであってほしいという意味での批判ですから、そこはもっと慎重な答弁を求めたいと思うね。

○議長（川崎直文君） 答弁はよろしいですか。

○1 番（上坂久則君） 別にいい。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第 18、議案第 55 号、指定管理者の指定についての件を、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第 19 発委第 2 号 議会事務事業評価意見書の提出について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第 19、発委第 2 号、議会事務事業評価意見書の



提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

なお、朗読は、議会の方向づけのみといたします。

事務局長。

○議会事務局長（清水 満君） 朗読します。

発委第2号

#### 議会事務事業評価意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成26年12月2日

永平寺町議会議長 川崎直文様

提出者 議会行財政改革特別委員会

委員長 滝波登喜男

#### 議会評価意見書

事務事業名、防災行政無線整備工事。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、えちぜん鉄道支援事業補助金。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、本庁舎耐震補強工事。事業の方向性、終了・完了。予算の方向性、同じく終了・完了。

事務事業名、社会資本整備総合交付金事業。事業の方向性、終了・完了。予算の方向性、予算無し。

事務事業名、消防団永平寺中地区消防施設新築工事。事業の方向性、改善が必要。予算の方向性、予算必要。

事務事業名、ICカード標準システム事業。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、町社会福祉協議会活動補助金。事業の方向性、現状維持。予算の

方向性、減額。

事務事業名、包括的支援事業委託料。事業の方向性、見直し。予算の方向性、増額。

事務事業名、給食費無償化補助金。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、教育コンピューター整備事業。事業の方向性、見直し。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、永平寺農商工ブランド発信協議会補助金。事業の方向性、現状維持。予算の方向性、今年度並み。

事務事業名、松岡公園整備工事。事業の方向性、見直し。予算の方向性、今年度並み。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 続いて、提案理由の説明を求めます。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 発委第2号、議会事務事業評価意見書の提出についての提出理由を述べさせていただきます。

当委員会では、平成25年度、永平寺町で実施された371事務事業の中から12事務事業を選出し、それらの事業に対しての行政の事業評価の説明を受けた上、議会において事務事業評価を行いました。16名の議員がそれぞれの事務事業を評価し、その後、委員会として取りまとめた結果が次のような評価の意見書でありました。

平成27年度予算編成作業もいよいよ本格化してくる時期であります。どうかこの議会の評価意見を注視し、編成の中で生かしていただけることを、そして平成27年度の事務事業が真に町民の福祉向上となることを切に願いまして、本意見書を提出するものであります。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1 番、上坂君。

- 1 番（上坂久則君） 議会行財政改革の委員に私はなっていないという認識ですから、ですから当然その中で発言はしたこともないし、委員じゃないわけですから当然意見書も出さないと。その結果を読ませてもらったんですけども、行政の回答も回答やし、議会の回答も回答と。いい悪いという判断はしませんけれども、とても理解しがたい部分があるんで、私は、これから今後、自分の議員としての活動の中でいろいろアンケートをとり、個別案件は言いませんけれども、これの賛否の両論を町民、事によっては事業を廃止するとかなんとかってなれば、町民を挙げての政争の具という形にしたいと思うんで、ここは私は断固としてこの提出を反対します。

以上。

- 議長（川崎直文君） 2 番、滝波君。

- 2 番（滝波登喜男君） 本来、当議会の当委員会、議会行財政改革特別委員会の委員は議員全員で構成されていると私は認識をしております。その中で、委員がこの評価の意見書についての議論をこの委員会でやらないと、放棄するということは、議員としていかなものかと私は考えております。ぜひこういった委員会の場で論議をしながら、この町の事務事業が本当に町民のためになるよう、議員としても努めていくことが必要かと考えております。

以上です。

- 議長（川崎直文君） 1 番、上坂君。

- 1 番（上坂久則君） この9月ですかね、議会特別委員会のときに入るか入らないかということで、私は入らないということで。

ちゃんと「議員必携」見ればいいですけども、議員となった場合は指定された委員会、それに予算特別委員会は議員として入らなくちゃいけないという縛りがありますけれども、特別委員会に関しては、入る入らないは個人の自由なんです。しかも、どなたであろうが、一議員の政治活動において、それが私以外が賛成したかせんかは別にして、全員がやろうが、私は一議員として選挙をし、選ばれた一議員ですから、自分みずからの意思を誰によって曲げることはできないと。ですから、そのときも通常委員会であれば特別委員会の委員としての名前は列記してあるでしょう。でもこれの特別委員会のなんて公表されていないじゃないですか。何をもってなってるんかね。これ以上、時間もつたいないから議論せんけ

れども。私は入ってませんと。これはテレビ見てて町民が見た場合、私は委員でないのに委員って決めつけられてね、いかにもその委員としての、ある部分では議員としての責任を放棄したってとられますから、そういう方の言い方に関しては私は100%納得できないし理解もしません。

以上。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） このことについてはまた、議会みんなでどうするかというのは考えなければならないことかも知れませんが、やはり先ほど言いましたとおり、議会というのは論議をする場、そしてそれをまとめて行政に反映していただくというのが務めだと思います。ですから、町民に選出をされた議員ですので、そのことはぜひやっていただきたいなと思っております。これは多分、ほかの議員も同じことだろうと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発委第2号、議会事務事業評価意見書の提出についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議があります。

これより発委第2号、議会事務事業評価意見書の提出についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第20 請願第1号 子どもの医療費助成制度の窓口無料化についての請願～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第20、請願第1号、子どもの医療費助成制度の窓口無料化についての請願の件を議題といたします。

この請願書は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、請願文書表のとおり、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩します。

（午後 0時36分 休憩）

---

（午後 0時37分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって参会します。

なお、明日3日から7日までを休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、明日3日から7日までを休会とします。

8日は定刻より本議会を開きますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 0時 分 散会）